第百条第四項ただし書中「、第４号及び第５号」を「及び第４号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「供する自動車」の下に「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。第３号及び第４号において同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「）以外」を「以下この項において同じ。）以外」に、「、平成20年12月31日までに製作された」を「及び」に、「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては」を「（協定規則第26号の技術的な要件に適合している自動車を除く。）であって」に改める。

第百二条第二項第二号イ本文中「８ｔ以下の自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、同条第三項第一号を次のように改める。

一　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上450㎜以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500㎜以下）となるように取り付けられていること。ただし、自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550㎜（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260㎜）を超えるもの、コンクリート・ミキサー車、ダンプ車、２以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車、突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車にあっては、地上550㎜以下であればよい。

第百二条第三項第四号中「及びヒンジ等」を「、ヒンジ等」に、「附属物」を「付属物」に、「300㎜以内」を「300㎜以下」に、「にあっては400㎜以内」を「（被牽引自動車を除く。）にあっては400㎜以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては200㎜以下。」に改め、同項第七号を削る。

第百十七条第三項中「前項第六号」を「前項第６号」に改め、同項第三号中「第一号」を「第１号」に改め、同項第四号中「第一号及び第二号」を「第１号及び第２号」に改める。

第百二十条第七項に次の一号を加える。

十四　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が10㎞／ｈを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

第百二十条第十一項に次の一号を加える。

十八　配光可変型前照灯は、自動車の速度が10㎞／ｈを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（昼間走行灯）

第124条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　昼間走行灯の光度は、1,440cd以下であること。

二　昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。

四　昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。

五　昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

六　昼間走行灯の照明部の大きさは、25㎠以上200㎠以下であること。

２　次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

３　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　昼間走行灯の数は、２個であること。

二　昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600㎜（幅が1,300㎜未満の自動車にあっては、400㎜）以上の間隔を有するものであること。

三　昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250㎜以上、上縁の高さが地上1,500㎜以下となるように取り付けられていること。

四　前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。

五　昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

六　原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているときは、昼間走行灯は自動的に消灯するように取り付けられなければならない。ただし、道路交通法第52条第１項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。

七　昼間走行灯は、点滅するものでないこと。

八　昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九　自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40㎜以下である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯するか、又は光度が低下する構造であってもよい。

十　方向指示器が昼間走行灯との兼用式である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は消灯する構造であること。

十一　昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第１項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。